

千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員の募集について

都道府県は、「障害者基本法」により、当該都道府県の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定することとなっています。

現在、本県では、令和6年3月に策定した「第八次千葉県障害者計画」を推進しておりますが、この計画期間は、令和8年度までとなっています。

そこで県では、障害のある人のための新たな基本計画として「第九次千葉県障害者計画」を策定することとしました。

新たな計画の策定、計画の推進、障害者施策の更なる推進等を図るため、「千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）」を設置することから、委員になっていただける方を募集します。

1. 募集内容

新たな計画の策定、計画の推進、障害者施策の更なる推進等を図るため、千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）の委員を募集するものです。

(1) 募集対象、募集人員等

ア 名称

千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員

イ 主な所掌事務

- ・ 第九次千葉県障害者計画の策定及び推進
- ・ 障害者施策全般に関する協議等

ウ 任期

令和8年4月1日（予定）から令和11年3月31日まで

会議は年2～5回程度、平日昼間に開催予定

エ 募集対象

障害のある人（身体（肢体、視覚、聴覚、内部）、知的、精神、発達、高次脳機能、難病、重症心身等）、その家族又は障害者福祉に関する知識・経験を有する方で、以下の条件を全て満たす方

- ・ 満18歳以上の方
- ・ 県内に住所を有する方、県内の学校に在学する方、県内の企業、事業所等に勤務する方又は県内に本部を置く団体で活動する方
- ・ 無報酬（交通費は支給）で参加することについて承諾する方

オ 募集人員

10名程度

(2) 主な業務内容

定期的に会議に出席し、意見交換や提案等を行うことが基本的な業務になります。会議以外の場でも、必要に応じ、電子メールや文書等により、意見の提出等をお願いする場合があります。また、県や本部会、各専門部会が実施する事業や催し物の企画運営等への参加等について、可能な範囲で協力を願うことがあります。

2. 応募方法等

(1) 応募方法

応募される方は、別紙「千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員応募申込書」に必要事項を漏れなく記入し、「千葉県の障害者施策のあり方について」をテーマとした意見・提言（800字以内／様式自由）を添えて、募集期間内に持参、郵送、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法で、千葉県庁障害者福祉推進課共生社会推進室まで提出してください。

なお、意見・提言は、千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）専門部会委員にも応募される場合は、どちらか一方の応募申込書に添付してください。

(2) 募集期間

令和7年12月22日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）17時まで【必着】【時間厳守】

(3) 応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁健康福祉部障害者福祉推進課 共生社会推進室

電話 043-223-2338

FAX 043-221-3977

E-mail cplan@mz.pref.chiba.lg.jp

(4) 応募申込書

- 千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員応募申込書（ワード：24.1kb）
- 千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）委員応募申込書（pdf：110.8kb）

(5) 応募に当たっての留意事項

- 障害のある当事者の積極的な応募をお待ちしております。
- 会議の開催に当たり、必要な方には、点字資料等による会議資料の提供や、手話通訳者等の配置をします。（委員決定後、個別に相談させていただきます。）
- 会議は原則として、集合又はオンラインにより開催します。自宅や事務所等からのオンライン会議への参加が困難な方には、県庁内又は県庁周辺の会議施設にお越しいただき、会議に参加することも可能です。
- 会場までの移動は、公共交通機関を利用していただくことになります。

3. 委員の決定及び通知

応募条件を満たす応募者の中から、提出いただいた書類及び面接等を基に選考し、決定いたします。なお、面接の実施の有無については、応募者の方に個別に連絡いたします。

なお、結果は、応募した全員の方に文書により通知します。